

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
 にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	①
汚染土壌の体積	②
汚染土壌の搬出先	
汚染土壌の搬出の着手日	③
汚染土壌の搬出の完了日	④
搬出先から再度搬出を行う場合にあつては、当該搬出の搬出着手予定日	⑤
汚染土壌の運搬の方法	⑥
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌の運搬の完了予定日	⑦
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	⑧
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	⑨
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	⑩
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	⑪
汚染土壌の処理の完了予定日	⑫
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更に完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
搬出先の要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更に完了予定日	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

○ 記入要領

- ① 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。
- ② 搬出汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。
なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m³」と記載する。
- ③ 要措置区域等から汚染土壌の搬出に着手した日を記載する。非常災害時搬出届出書は搬出した日から 14 日以内に都道府県知事に届け出ることになっていることに注意が必要である。
- ④ 要措置区域等から汚染土壌の搬出を完了した日、又は完了予定日を記載する。
- ⑤ 非常災害時搬出場所から、汚染土壌の処理を行うために再度搬出を行う場合は、当該搬出の着手予定日を記載する。
- ⑥ 非常災害時搬出届出書には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要（例えば、陸運（自動車）、海運（船舶）など）を記載する。
なお、非常災害時搬出場所から再度搬出を行う場合には、要措置区域等から非常災害時搬出場所と、非常災害時搬出場所から汚染土壌処理施設への運搬を分けて記載する。
汚染土壌の運搬の方法の詳細については、以下に示す項目を記載した運搬計画書を作成し、添付する。
- ・運搬フロー図
 - ・積替え施設の図面及び写真
- ⑦ 汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。搬出完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。（規則第 65 条第 12 号）
- ⑧ 運搬受託者の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。別添として、搬出汚染土壌を運搬する自動車等を一覧表にし、その使用者の氏名、連絡先を記載する。
この一覧表に記載する項目の例は以下のとおり。

自動車等の使用者の名称等	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
(株)〇〇	*****	ダンプ	ベンゼン	コンテナ+内袋
(株)〇〇	*****	ダンプ	ベンゼン	コンテナ+内袋
(株)□□	フルトレー	鉛	直積み+シート
(株)□□	フルトレー	鉛	直積み+シート

- ⑨ 運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡

先を記載する。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合は、この行為を積替えのための一時保管とみなすこととされているため、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第5の1(2)①）。

- ⑩ 要措置区域等に指定された土地のうち、汚染土壌の区域外搬出を行った土地の地番を全て記入する。
- ⑪ 複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。
- ⑫ 汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。運搬完了予定日から60日以内の日付でなければならない。（処理業省令第5条第9号）